

令和3年3月17日

令和3年第1回定例会

環境水道委員会資料

上下水道局

＜所管事務報告＞

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 令和3年度組織改編の概要について | P 1 |
| (2) 土壌汚染対策法に基づく届出について | P 3
(資料1) |
| (3) 熊本市震災復興計画の総括について | 別冊 |

令和3年度組織改編の概要について

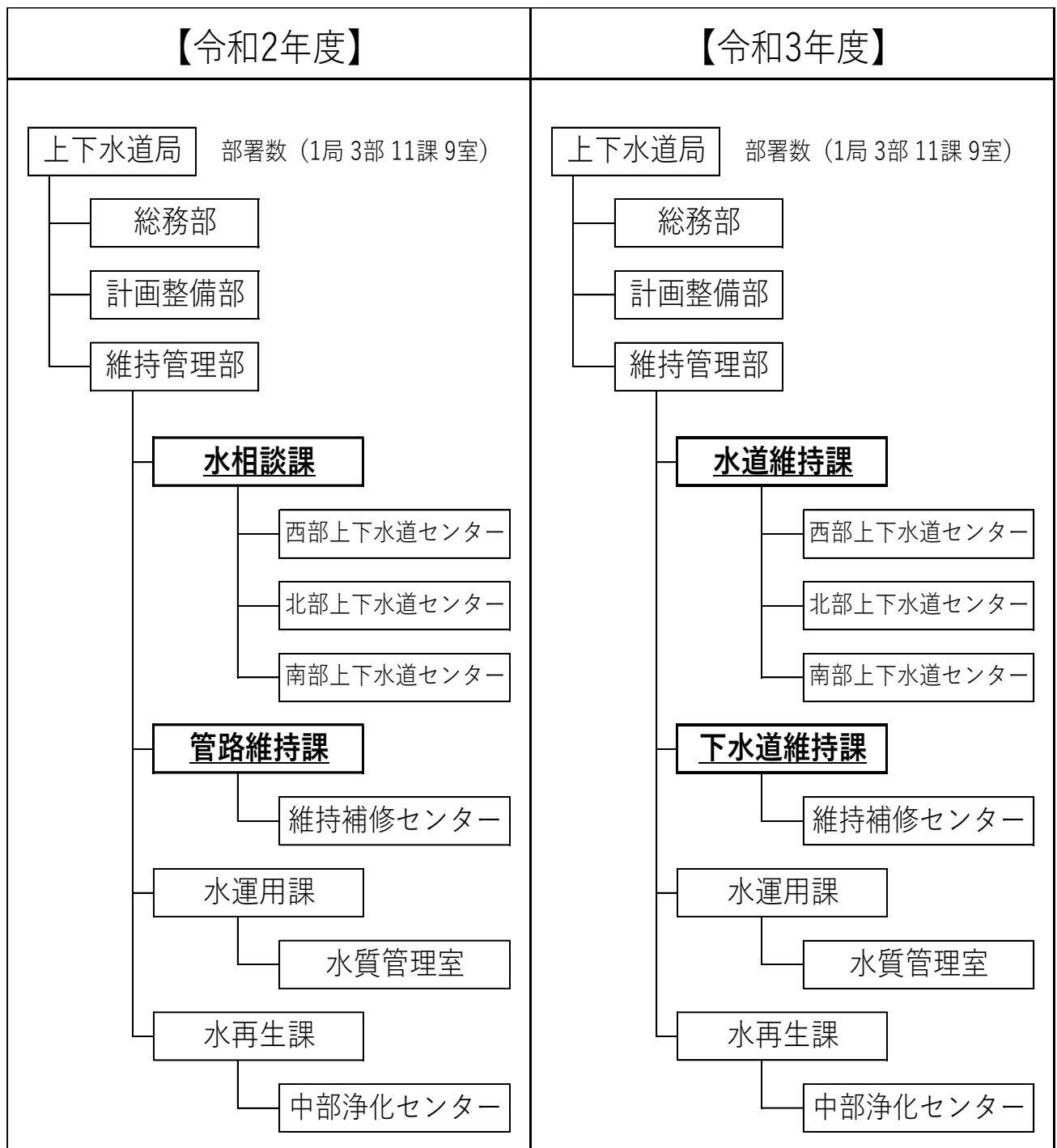
令和3年3月17日 上下水道局

1 上下水道局の組織改編内容

水相談課を水道維持課へ、管路維持課を下水道維持課へ改称。

市民、事業者に分かりやすい名称へ改称し、維持管理業務を水道関連と下水道関連に再編

2 新旧組織図



◎2010年4月から2020年11月までの間に本市が発注した工事について、土壌汚染対策法に基づく届出状況の調査を行った結果、合計133件の未届事案が判明しました。

◎未届事案については速やかに必要な届出を行うとともに、今後再発防止に努めます。

1 未届件数（2010年4月から2020年11月までに発注した工事）

	対象件数	届出済件数	未届件数
都市建設局	101	29	72
農 水 局	26	1	25
教育委員会事務局	28	4	24
上下水道局	7	2	5
健康福祉局	2	0	2
経済観光局	6	3	3
文化市民局	1	0	1
西 区 役 所	1	0	1
合 計	172	39	133

2 原 因

- ・土壌汚染対策法に基づく手続きの必要性について認識が不足していた。

3 対 応

- ・未届事案については、令和3年2月末までに各工事等発注部署から届出を行った。
- ・届出のあった事案については、土壌汚染対策法所管部署が速やかに確認し、必要があれば各工事等発注部署に指導する。

4 再発防止策

- ・発注段階等におけるチェックリストを整備し、届出漏れがないよう徹底する。
- ・工事発注部署の職員に対し説明会を開催するなど、法の趣旨等を改めて周知徹底する。